

平成30年6月12日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380118

研究課題名(和文) 巨大リスクと保険

研究課題名(英文) Catastrophic Risk and Insurance

研究代表者

神 素寛 (Sakaki, Motohiro)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：80313055

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、地震・原子力・戦争・テロ等の巨大リスクについて、リスクの性質とこれをカバーする保険の関係を中心に考察を行ったものである。本研究の主要部分は、航空運送人の責任と航空機運航者の責任に関する条約について、リスク配分と保険の関係を中心とした理論的考察、被害者の救済、加害者の民事責任、保険の三者の関係に関する基礎理論の構築の試み、保険法の強行規定の効率性に関する理論的な分析により構成される。

研究成果の概要(英文)：This research explores the relationship between catastrophic risk, such as earthquakes, nuclear, war, and terrorism, and the insurance that covers these risks. The primary aspects of this research include: (1) a theoretical consideration of the liability of air carriers and aircraft operators from the perspective of risk allocation and insurance; (2) an attempt to establish the basic theory of the relationship among the compensation of the victims, the liability of the tortfeasors, and the insurance; and (3) an analysis of the efficiency of some mandatory rules of insurance law.

研究分野：保険法

キーワード：保険法 巨大リスク 民事責任 テロ 航空法 責任保険

1. 研究開始当初の背景

(1) 2011年の東日本大震災で、地震リスクや原子力リスクが現実のものとなった。これ以外にも、2001年の米国同時多発テロの他、2011年の東日本大震災、タイの洪水などの社会的事象が発生し、巨大リスクが現実のものとなるケースは、従前に比べ増加傾向にある。

(2) このような低頻度・高損害の巨大リスクについて、同時多発テロを経験した米国のみならず、世界レベルで、必要性という観点からも、アカデミックな観点からも、研究の必要性に対する意識は高まっていた。

(3) これに対し、伝統的な日本の保険法学においては、巨大リスクのうち、地震リスクに対する研究の蓄積はあったが、それ以外のリスクについては研究の蓄積に乏しく、また、巨大リスク一般を正面から研究したものはまれであった。

(4) 研究代表者は、米国での在外研究(2007年～2009年)時点から、テロや自然災害を中心とした巨大リスクに強い関心を持ち、その研究を行ってきた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、保険法分野で研究に乏しかった巨大リスクについて、研究代表者が以前より行っていた研究を継続し、個別の事象・リスクの研究と、より一般的な観点からの研究を進めることで、巨大リスクに対する研究を発展させることにある。具体的には以下の通りである。

(2) 第一に、保険の対象である巨大リスクの性質の解明を行うことである。地震リスクについては保険法学でも研究が進んでおり、戦争リスクやテロのリスクについては申請者は研究をしたことがあるが、これらのリスクの性質の研究を深めるとともに、それ以外のリスクの研究を進めることで、具体的な解釈論・立法論・政策提言等が可能になる。

(3) 第二に、高頻度・低損害のリスクを念頭に置いて展開されてきた伝統的な保険法学の基礎理論が巨大リスクにおいても通用するか、生じる問題の違いゆえに修正が必要か等の、従来の保険法学の研究成果の適用の可否とその限界を研究することである。この点は、問題提起にとどまる可能性が高いとはいえ、家計保険を念頭に置いた保険契約法の伝統的な解釈論を批判的に検討することで、保険契約法の基礎理論へのフィードバックを行うことができるものと思われる。

(4) 第三に、巨大リスクに対する望ましい社会的対応を果たすための基礎理論の構築で

ある。保険法・民法のいずれの領域でも、相対的に巨大リスクの研究は後回しにされてきており、少なくとも、事前の制度設計を正面から対象とした研究は必ずしも多くはない。

このような研究を行うためには、保険法・民法(特に不法行為法)の双方において研究を進め、両者の関係を研究することが必要である。そして、これを前提として、巨大リスクに対して社会的にどのように対応するかの研究を進める。そのためには、民事責任のあり方やこれを前提とした責任保険のあり方、あるいは民事責任がないことを前提として、被害者(被災者)の自衛や国家による救済などリスクの配分のあり方、ファーストパーティ保険の課題等の基礎理論を提示する。

3. 研究の方法

(1) 伝統的な保険法学は、巨大リスクを念頭に置いた研究の蓄積に乏しいことから、研究の方法として、解釈論を軸とすることは、本研究を進める上では優位性に乏しい研究方法である。それゆえに、解釈論の他に、以下の方法論を採用した。

(2) 第一に、巨大リスクの問題は、米国同時多発テロにせよ、東日本大震災にせよ、事例が発生することで、それまで想定されていなかった新たな問題が提起されるのが通常である。そのため、事例の事例の分析を行うことで、個別の事象から論点の抽出を行うべく、事例のサーベイを行うとともに、近い将来実現されることが想定されるリスクがもたらす問題を想定し、生じうる問題を検討する。

(3) 第二に、各国の制度や条約のリサーチを行う。例えば地震や原子力のように、民事責任及び保険の双方の文脈で、各国において、あるいは条約により多国間で、一般のリスクとは異なる扱いがなされている例がある。巨大リスクに対する保険は、市場に委ねれば成立するという性質のものではなく、リスクの性質に対応して、国家や条約がどのように対応しているかの研究を行う。

(4) 第三に、伝統的な保険法・保険業法の研究が巨大リスクの保険にどのように生かせるかを研究する。約款解釈指針や強行法規性の問題など、主として家計保険分野で巨大リスクを前提とせず形成されてきた保険法の諸ルールとその運用が巨大リスクにも等しく妥当するか、問題を生じさせるかを、予想される問題や国際的な潮流を踏まえ検討する。

(5) 第四に、被害者救済等の諸制度と保険の関係の考察を深める。例えば、当初より批判されていたように、原子力事業者が確保を義務づけられる原子力損害賠償責任保険は、見

込まれる民事責任の水準に対して過小であることは、東日本大震災により実証された。そうすると、原子力事故より生じる損害を全て事業者に集中させ、無過失の損害賠償責任により原子力事業から生じるリスクを解決するというスキームは、過小保険の現実のゆえに不十分であったことは、周知の通りである。同様の問題は、他にも存在しているかもしれないし、また、今後新しい巨大リスクの被害者救済スキームを設立するとき（テロやパンデミックが考えられる例である）、論点の洗い出しが行われていれば、社会に寄与するであろう。

4. 研究成果

(1) 研究の全体的な成果としては、国内外で想定される巨大リスクの事例や制度のあり方のリサーチを踏まえた上で、既に社会で認識されているリスクへの対策の枠組み、未だ認識されていないが将来発生する可能性のあるリスクに対する対策の方針、一般的な思考枠組みなどについての知見を得たことが挙げられる。

このうち、活字としての研究成果となったのは、同時多発テロで問題となった航空機の墜落に伴うリスク配分のあり方に関する研究、民事責任の有無と保険に関する一般的なフレームワークを提示した研究、巨大リスクに対する望ましい対応が現行の保険法において可能かを考察する基礎としての任意規定と強行規定の関係に対する研究、の三点である。

(2) 航空会社の民事責任については、航空運送人と旅客間における契約上のリスク配分（航空運送人の責任）と、航空会社の旅客以外への不法行為責任（航空機運航者の責任）について、理論的な側面から研究を行うとともに、その望ましいあり方を研究した。この研究は、2015年度の日本空法学会において研究報告を行い、翌年学会誌に掲載された。

本研究は、まず、契約法学における契約当事者間のリスク配分に関する理論、不法行為法の目的、テロの性質、保険の供給、保険の供給が制限される場合の枠組みに関する考察を行い、テロに対する保険の成否と内容について分析した。

これらの一般的な考察を踏まえた上で、空法分野における条約について、これらが達成したリスク配分と、国家が条約を批准する可否に関する判断基準の前提となる利害状況を理論的に考察した。

航空運送人の責任に関しては、ワルソー条約とモンリオール条約が達成しているリスク配分と、統一的な条約の成立・批准の妨げとなっている国家間の対立状況を理論的に分析し、保険が供給されるにもかかわらず条約によって達成されるリスク配分（ワルソ

一条約のように航空運送人の責任制限がなされることを前提に旅客自身が保険を手配するか、モンリオール条約のように航空運送人が無限の損害賠償責任を負うことを前提に責任保険を手配し、割増運賃や保険料の形で旅客にその負担を求めるか）が異なっている理由を考察した。ここでは、航空運送人の負担する保険料について、先進国と発展途上国の旅客に等しく請求することになると、途上国の旅客が先進国の旅客に補助金を出さず関係になり、これを望まない途上国は、低い責任限度額を定め、旅客自身のファーストパーティ保険によりリスク分散を図るシステムの方が望ましいため、ワルソー・システムに残留するとの結論を得た。

航空機運航者の責任に関しては、1933年ローマ条約、1952年ローマ条約、航空機による第三者損害の補償に関する条約が達成しているリスク配分を理論的に分析し、旅客の損害額（所得額）の低い発展途上国においては、航空機運航者の厳格責任に責任保険を組み合わせた形で、損害額の高い先進国においては、リスクの一部を航空機運航者の厳格責任に責任保険を組み合わせた形とし、残りの責任限度額を超える部分を、潜在的被害者のファーストパーティ保険でカバーすることを前提としたリスク配分になっているものと分析した。そして、不法妨害の場合の航空機による第三者損害の補償に関する条約は、上記の被害者自身のファーストパーティ保険でカバーすることを前提とした部分について、国際基金に負担させ、拠出者に分担する形とし、これを超える部分をファーストパーティ保険で対応するものと評価できるとの結論を得た。

(3) 加害者の行為から被害者に損害が生じる場合において、その損害に対する事前的な対応や制度設計として、加害者に損害賠償責任を課し、損害賠償又は責任保険により損害を填補する、被害者自らがファーストパーティ保険を手配し、保険によるカバーの形で損害の填補を受ける、被害者がリスクを抱えつつ、社会保険や社会保障の形で、国家が対策を設定する、事後的に国家が救済の仕組みを設定することを前提に、事前的には対応を行わない、被害者自らが全ての損失を抱える、という五つに大別される。そして、この五つの方策が、政策の導入の可否や事後的に達成される状態を考えたときに必ずしも適切な状態をもたらすとは考えられない理由として、については加害者の無資力や責任保険の供給不足、については保険の供給不足や構造的な過小保険、については社会保険の供給の可否や費用負担・給付水準、については事前の効率性や救済対象の選定、については被害者救済の不可能性などの問題が考えられる。

このように考えると、被害者の救済、加害者の民事責任、保険の三者の関係は、不即不

離の関係にあるとはいえ、その三者の関係を正面から論じ、一般化した基礎理論を示す必要があると考え、その分析の基礎的な視座を提供することが必要となる。

このような問題意識に基づき、民事責任のある世界とない世界を仮定し、この両者に保険がどのように関わるのか、望ましい状態を達成する条件の理念型を考察の上、現実世界が理想的な世界から乖離していることを前提に、原子力損害、自動車事故、運送、自動運転、不法行為法の新類型、米国同時多発テロを対象に考察し、理想的な世界からの乖離をもたらず要因を研究した。

この研究は、様々な抽象化と仮定を経た議論であるが、保険の観点から、契約法・不法行為法・運送法等に細分化された多くの議論を横断的に理解しうることを示し、制度設計における視点や個別法の解釈・立法論の展開における私保険の存在の取り込み方、国家の給付のあり方、解釈論と制度設計上の問題について、考慮すべき要素を複数提示し、各分野に私保険を考慮に入れることの重要性と必要性を示した。

(4) 消費者が関係する法律には、強行規定と任意規定があり、保険法も同様に、保険契約者側の関係者の利益を守るために、強行規定や片面的強行規定を有している。他方、巨大リスクを対象とした望ましい保険のあり方を考えると、強行規定や片面的強行規定が望ましい状態を達成しないことも考えられる。

このような問題意識から、伝統的な保険法学の切り口とは異なり、法と経済学の観点から、現行の保険法における複数の強行規定について、その効率性と強行性について研究を行った。

検討対象は、被保険利益、被保険者の同意、告知義務違反における因果関係不存在特則の片面的強行規定化、故意免責、重大事由による解除、告知義務の質問応答義務化であり、これらのいずれについても、保険法の立法は正当であり、保険契約の効率性を高めるものとの結論を得た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

榊 素寛「保険法における任意規定と強行規定—法と経済学の観点から」江頭憲治郎先生古稀記念論文集『企業法の進路』607-648 頁(2017年)

榊 素寛「民事責任のある世界とない世界、そして保険」岸田雅雄先生古稀記念論文集『現代商事法の諸問題』419-447 頁(2016年)

榊 素寛「航空運送人の責任と航空機運航者の責任に関する理論的考察」空法 57 号 63-91 頁(2016年)

〔学会発表〕(計 1 件)

榊 素寛「巨大リスクと航空会社の責任に関する理論的考察」(2015年度日本空法学会個別報告)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

榊 素寛(SAKAKI, Motohiro)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80313055

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()